

令和7年度滑川市中山間地域等直接支払制度の実施状況について

中山間地域等直接支払制度とは、水源を養い自然環境を保全するといった、中山間地域の農地が持つ多くの役割「多面的機能」を守るため、その農地を管理する人たちの活動を支援する制度です。

中山間地域では、平地地域に比べて生産条件が不利なことから生産者が減り、耕作されない農地が増えることによる、多面的機能の低下が心配されています。

この多面的機能を守るため、集落協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動を行う集落に対して、交付金が支払われるものです。

▼市全体の概要

・集落協定締結数及び参加者数 15集落、326人・組織

・協定面積 4,237,351㎡

急傾斜地にある田（1/20以上の傾斜） 3,711,333㎡

緩傾斜地にある田（1/100以上の傾斜） 526,018㎡

・交付額 78,945,086円

交付単価	田：10 a 当たり	基礎単価	急傾斜	16,800円
			緩傾斜	6,400円
		体制整備単価	急傾斜	21,000円
			緩傾斜	8,000円

交付金負担区分 国39,472,538円・県19,736,271円・市19,736,277円

▼協定締結集落、協定面積など

地区	集 落 名	参加者 (人、組織)	協定面積(m ²)
			田
東加積	下大浦	17	457,345
	大崎野	12	613,226
	千鳥	13	101,353
	開	16	870,696
	森野新	16	182,511
	中野	19	191,243
	東福寺開	25	197,364
	室山	10	212,148
	下野	47	201,834
	改養寺	15	74,890
	野尻道寺	34	232,565
山加積	田林	34	344,188
	東福寺野	38	427,068
	小森	6	16,394
	東福寺	24	114,526
合計		326	4,237,351

▼集落協定に基づく主な活動状況

- ・水路、農道の草刈り、清掃
- ・水路、農道などの補修、改良
- ・農作業共同化のための機械導入
- ・鳥獣被害防止対策
- ・農地周辺の林地整備

▼体制整備の実施状況

集落戦略の策定に向け、各集落にて協定農用地の将来像、課題、対策について話し合いを実施

問合せ先 農林課（内線351）